

管理濃度等の設定・見直しの検討について（案）

1 作業環境測定の実施義務

労働安全衛生法においては、事業者に対し、職業上のばく露により、労働者に健康障害を生じさせるおそれのある物質のうち、有害性が高く、管理措置が必要なものと製造許可が必要なものについて、作業環境測定の実施を義務づけている（労働安全衛生法第 65 条（労働安全衛生法施行令第 21 条））。現在、98 の物質が対象となっている。

なお、測定対象物質については、化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の検討結果により順次追加される。

2 管理濃度の設定

労働安全衛生法においては、事業者に対し、作業環境測定の結果を作業環境評価基準に基づき評価することを義務づけている（労働安全衛生法第 65 条の 2 第 2 項）。その作業環境評価基準において、物質ごとに「管理濃度」を定めている。

現在、作業環境測定の対象となっている 98 物質のうち 87 物質について管理濃度が定められている。（別紙図参照。）

3 管理濃度の設定・見直し作業

(1) 設定の基本方針

管理濃度は、次の値を指針として設定する。

- ① 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度
- ② 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が提言しているばく露限界（許容濃度）

管理濃度等検討会における専門家による検討を踏まえ、原則として、日本産業衛生学会の許容濃度と ACGIH のばく露限界が一致している場合には、その値を、また、両者の値が異なっている場合には、いずれか一方の値を管理濃度とする。

(2) 管理濃度の設定が必要な物質

- a 管理濃度が設定されていない 11 物質のうち、日本産業衛生学会又は ACGIH が許容濃度等を勧告している 2 物質【別紙図の①の物質】

（※前回検討済みで、「測定方法について検討」と結論されたが、その後の知見の集積等を踏まえた検討を行う。）

- b 化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の検討結果に基づき新たに作業環境測定の実施が必要とされた 3 物質

(3) 管理濃度の見直しが必要な物質

- c 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度（暫定値及び過剰発がんリスクレベルに対応した評価値を含む。）又は ACGIH が提言しているばく露限界（暫定値を含む。）の値と比較して管理濃度の値が高い 18 物質の内、前回または前々回検討済みの物質を除いた 1 物質【別紙図の②-2 の物

質]

d その他

4 測定基準、局排の性能要件の設定・見直し作業

(1) 基本方針

作業環境測定の実施が必要な物質については、作業環境測定基準により試料採取方法及び分析方法を設定する。

また、局所排気装置の設置により有害物のばく露防止措置を講ずる必要がある物質については、局所排気装置の性能要件（抑制濃度又は制御風速）を設定する。

(2) 測定基準、局排の性能要件の設定が必要な物質

化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の検討結果に基づき、

- ・新たに作業環境測定の実施が必要とされた3物質については、測定基準及び局排の性能要件（抑制濃度及び制御風速）の設定。

(3) 測定基準、局排の性能要件の見直しが必要な物質

測定基準のうち新たな測定手法が開発された物質、管理濃度と抑制濃度との間に大きな乖離のある物質については、見直しが必要である。

5 検討方法及び検討スケジュール

(1) 専門家の参集を求め、管理濃度等検討会において検討を行う。

(2) 管理濃度の設定・見直しの検討は、対象物質の分類ごとに効率的に処理できるように行う。

(3) 測定基準、局排の性能要件の設定・見直しは、管理濃度の設定・見直しの際に併せて行う。

(4) 平成24年1月から検討を開始する。検討期間は概ね半年程度の予定。

(5) 主な検討事項

- ・リスク評価物質の管理濃度、測定基準（試料採取方法及び分析方法）、局排性能要件（抑制濃度又は制御風速）の設定
- ・管理濃度の設定・見直しの必要な物質について、管理濃度及び抑制濃度の設定・見直し
- ・管理濃度の設定・見直しを行った物質の測定基準（試料採取方法及び分析方法）の設定

